

2012年5月25日

各 位

慶應義塾大学医学部
慶應義塾大学病院

倫理指針違反に伴う教員の懲戒処分および措置について

本学医学部・病院において、厚生労働省が定める「臨床研究に関する倫理指針」に抵触した臨床研究が行われていた事実が判明し、2012年3月19日に公表した事案について、2名の教員に対し慶應義塾の賞罰規程にもとづく懲戒処分が行われました。また、医学部・病院として、倫理的な問題に配慮するため、下記の措置を講じました。

このたびの事態を真摯に受け止め、教職員に対し意識の一層の高揚を図り、再発防止に万全を期するよう徹底いたします。

なお、再発防止策については、追って公表いたします。

記

(1) 被処分者：医学部外科学（呼吸器）教授

懲戒処分の内容：2012年5月1日より2012年5月31日までの1ヶ月間の停職処分。

医学部・病院としての措置：

2013年3月末日まで、通常の形での教育・研究・診療活動を停止すること。一方、懲戒処分終了後から医学部・病院執行部の監督指導下で、医療倫理、法令遵守、教育手法および教室管理に関わる再教育を受けること。

(2) 被処分者：医学部外科学（呼吸器）専任講師

懲戒処分の内容：2012年5月1日より2012年5月31日までの1ヶ月間の停職処分。

医学部・病院としての措置：

2012年9月末日まで、通常の形での教育・研究・診療活動を停止すること。一方、懲戒処分終了後から医学部・病院執行部の監督指導下で、医療倫理、医療関連書類作成の基本作法と法令遵守、教育手法に関わる再教育を受けること。

〔参考〕

2012年3月19日報道資料（違反の概要と再発防止策）

<http://www.med.keio.ac.jp/information/hbimd2000000sxjo-att/hbimd2000000sxka.pdf>

以 上

担当：慶應義塾大学
信濃町キャンパス総務課